

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：三重労務管理協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 西浦 多一
- (3) 所在地：三重県四日市市楠町南五味塚 8 3 1 番地 1

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 3 年 2 月 26 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせていたことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 4 号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。